

放課後児童クラブ「すまいるクラブ」 運営要領

27 壱社本第 488 号
平成 28 年 1 月 4 日

各 位

社会福祉法人 壱岐市社会福祉協議会
会 長 品 川 洋 毅
(公印省略)

放課後児童クラブ「すまいるクラブ」
平成28年度利用申込みについて(ご案内)

壱岐市社会福祉協議会では、市内小学校の児童を対象に放課後児童クラブ「すまいるクラブ」を別紙のとおり開所致します。

入会を希望される方につきましては、下記要領でお申し込み下さいますようご案内します。

記

1. 申請書類

放課後児童クラブ入会申込書 (下記事業所にあります)

※壱岐市社会福祉協議会ホームページからもダウンロードできます>>> <http://ikifuku.net/>

2. 申請締切

入会を希望される方は、平成28年2月12日(金)までに申請書類をご提出下さい。

※更新の場合も次年度の利用申請が必要です。

3. 入会決定

(1) 入会決定につきましては平成28年2月末迄に審査結果を通知します。

(2) 入会審査につきましては、申請内容・児童クラブの申込状況等を総合的に判断のうえ選考し、入会可否の決定を行います。(申請すれば必ず入会できるものではありません。)

また、入会不承諾となった場合でも、入会資格そのものを喪失したわけではありません。退会者等が出た場合、再度選考の対象となり、年度途中からでも入会できることもあります。

4. 提出先・問合せ ※午前8:30～午後5:15 (土・日・祝日可)受付できます。

○郷ノ浦事業所(郷ノ浦町デイサービスセンター内) 郷ノ浦町坪触 3099 TEL47-0132

○芦辺事業所(芦辺町クオリティーライフセンターつばさ内) 芦辺町箱崎中山触 2548 TEL45-2378

○石田事業所(石田町総合福祉センター内) 石田町石田西触 1486-1 TEL44-6150

1. 事業目的

児童が学校から下校後、仕事などで両親が帰宅するまでの間、保護者の代わりに適切な遊び・生活の場を提供し、児童の健全育成に向けた指導等を行い、保護者が安心して働くことができるよう支援する。

2. 運営主体 社会福祉法人 壱岐市社会福祉協議会

3. 対象とする児童

昼間常に保護者が仕事やその他の家庭事情で保育ができない家庭の小学校1～6年生までの児童。

4. 定員 40名

5. 開設日 平成28年4月1日(金)

6. 開所日・開所時間

(1) 平日(月～金曜日) 下校時～18時00分

(2) 土曜日・長期休暇中(春・夏・冬休み)は7時30分～18時00分

7. 休所日

(1) 日曜日、国民の祝日、お盆(8/13～15)、年末年始(12/29～1/3)

(2) 台風、暴風雨、インフルエンザ等感染症による学校・学級閉鎖の時

8. 開所場所(壱岐市社会福祉協議会各事業所)

○郷ノ浦すまいるクラブ 郷ノ浦町坪触 3099 TEL47-0132

○芦辺すまいるクラブ 芦辺町箱崎中山触 2548 TEL45-2378

○石田すまいるクラブ 石田町石田西触 1486-1 TEL44-6150

9. 活動内容

宿題、読書、屋内外自由遊びなど ※宿題を習慣づける程度の指導で、学習指導は行いません。宿題の中身、学力の確認は帰宅後に保護者の方が行うようお願いいたします。

10. 利用料

(1) 平日(月～金曜日) 学校の授業日 1回450円(おやつ代100円含む)

(2) 平日迎え加算 1回 50円

(3) 兄弟姉妹割引(平日のみ2人目より) 1回 50円割引

(4) 土曜日・長期休暇 学校の休業日 1回1,200円(おやつ代100円含む)

(5) 時間延長(18時～19時迄) 1回 500円

(6) 児童健全育成財団保険 年間 2,000円(利用者負担)

11. その他

(1) 平日利用は、下校したら児童クラブへ帰る。

(2) 児童クラブからの帰宅は保護者が迎えに来る。

(3) 土曜日・長期休暇等で学校が休みの時は昼食持参、保護者が送迎を行う。